

## 市有地等の貸付けに関する取扱基準

(趣 旨)

第1条 市有地等の貸付けについては、法令又は他に定めがあるものを除くほか、この取扱基準による。

(市有地等)

第2条 この取扱基準は、次の各号に掲げる市有地等を対象とする。

- (1) 土地及び建物（公営企業会計に係る財産を除く。）並びに市が借り受けている土地及び建物
- (2) 基金により市が取得し、所有している土地  
(貸付け)

第3条 この取扱基準による貸付けには、賃貸借、使用貸借のほか、地上権、地役権、その他これらに準ずる権利の設定を含む。

(貸付けの原則)

第4条 市有地等の貸付けは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 公用・公共用又は公益の事業の用に供する場合
- (2) 臨時設備の設置その他一時使用のため貸し付ける場合
- (3) 市の事務・事業を補佐し、又は代行する事務・事業を行う場合
- (4) 未利用の市有地等を暫定的に活用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由により必要と認められる場合

2 前項第4号に該当する場合で、10年以上の土地の貸付を行う場合には、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条、第23条又は第24条に規定する定期借地権等を設定するものとする。

(転貸の規制)

第5条 貸付けした市有地等の転貸は認めない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 市有地等の一部を施設利用者の利便施設等として使用するなど貸付目的と密接に関連する用途に供する場合
- (2) 市有地等の一部を電気・水道等の供給処理施設敷地等として使用する場合
- (3) 本市が公益上の目的から出資している法人が、当該出資の目的である事業を行う場合
- (4) 借地権又は定期借地権を設定した場合において、借地人が高齢等のため同居する推定相続人又はその配偶者が建物の改築をし又は生前贈与を受ける場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に止むを得ない事情があると認められる場合

(解除権の留保)

第6条 市有地等の貸付けにあたっては、必ず解除権を留保するものとする。

(市有地貸付審議委員会等への付議)

第7条 次の各号に該当する場合は、川崎市公有地総合調整会議、川崎市市有地等貸付審議委員会又は代替地取得処分委員会のいずれかの議を経なければならない。

- (1) 第4条第1項第5号に該当する場合
- (2) 第5条第5号に該当する場合

附 則

(施行期日等)

- 1 この取扱基準は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 「市有地・市有建物等に関する取扱方針」(昭和51年8月16日市長決裁)は廃止する。
- 3 この取扱基準適用の際、現に貸付けしているものは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この取扱基準は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この取扱基準適用の際、現に貸付けしているものは、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成20年2月15日から施行する。